

平成30年第10回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月10日(水) 午前9時30分から10時07分まで

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大 沢 トモ子 君
3 番 時 田 宏 君	4 番 川 崎 良 巳 君
6 番 高 村 國 昭 君	7 番 中 里 光 明 君
8 番 竹 原 誠 君	9 番 佐々木 喜 克 君
10番 鈴 木 幸 雄 君	11番 三 浦 弘 文 君
12番 豊 川 敏 雄 君	13番 鳥谷部 甚一郎 君
14番 北 村 勉 君	15番 柏 田 雅 俊 君
16番 [欠 員]	17番 鳥谷部 孝 雄 君
18番 三 浦 房 雄 君	19番 中川原 隆 雄 君

4. 欠席委員 (1人)

5 番 佐々木 一 榮 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて

第4 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第42号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から平成30年第10回総会を開会いたします。
本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。
本日の議事日程はお手元に配付してありますとおり、報告第8号の1件及び議案第41号・第42号の2件です。
よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（竹洞） 本日は、5番佐々木一榮委員から欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、3番 時田 宏 委員 及び
14番 北村 勉 委員
をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名いたします。

議 長（岩井） それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） [業務報告の朗読及び説明]

議 長（岩井） ただいまの報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいですか。

それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議長(岩井) 次に、日程第3報告第8号「農地法第18条第6項の規定による
通知書の受理について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の1ページ報告第8号と参考資料の1ページをご覧ください。今月の報告は4件上がっております。

1番は、大字倉石又重字中崎の畑が3筆と字前田内沢の畑が2筆で、合計5筆でございます。賃借人・賃貸人はご覧のとおりで、借受人が法人化したため、個人で借りているものを一旦解約して、法人で借りる予定となっているものです。

2番は、大字倉石中市字大久保平の畑が2筆で、面積は合計●●平方メートル。こちらも法人化により、個人での貸借を解約して法人で借り受ける予定となっております。

3番は、大字倉石又重字松山平の畑が1筆です。こちらも法人で借りる予定です。

4番は、大字倉石又重字上川原の田が2筆です。この農地は、売買することが決まったため合意解約するものです。以上です。

議長(岩井) ただいまの報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいですか。

特に発言がないようですので、以上で報告第8号を終わります。

議長(岩井) ここで農地調査会、今月の担当調査委員は

6番 高村 國昭 委員及び

18番 三浦 房雄 委員です。

調査委員席に御着席ください。

(調査委員着席)

議長(岩井) 日程第4の議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の3ページ議案第41号と参考資料の13ページをご覧ください。

1番・2番は売買による所有権移転に関する件、3番は贈与による所有権移転に関する件です。

1番から3番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせします。1番の売買価格は●●円で、10アール当たり●●円となります。2番の売買価格は●●円、10アール当たり●●円となります。

以上です。

議長(岩井) ただ今の説明に関連して、高村國昭委員から現地調査の結果報告をお願いいたします。

高村國昭調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。総会提出議案書の3ページ議案第41号と参考資料の13ページをご覧ください。10月2日に、岩井会長と三浦房雄委員及び事務局職員2名で現地調査を行いました。

1番の農地は、これまで借り受けていた農家が耕作を継続できなくなったため、隣接地を所有する譲受人に耕作しないかという打診があったものですが、譲受人は自己所有地と一体的に耕作するため買い受けを申し出て、売買することになったものです。譲受人は、ニンニクの作付を拡大する予定です。

2番は、譲受人が以前から借り受けて耕作している畑で、譲渡人は今後も耕作する見込みがないため売買することになったものです。譲受人は、従来どおり耕作を続けるそうです。

3番は、譲渡人が高齢で、後継者もいないため、親戚で同じ集落に

住む譲受人に、所有するすべての農地を贈与するものです。譲受人は、従来どおり耕作するそうです
以上です。

議 長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決します。
議案第 41 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 41 号は原案のとおり決定いたしました。
また、農地調査委員の方々、ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

議 長（岩井） 次に、議案第 42 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。
ここで、議案第 42 号の 2 番については●●委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

（●●委員退席）

議 長（岩井） 議案第 42 号の 2 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の 5 ページ議案第 42 号の 2 番をご覧ください。

〔議案第 42 号の 2 番の説明〕

以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいですか。それでは採決します。

議案第42号の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第42号の2番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、●●委員を入室させてください。

(●●委員入室・着席)

議長(岩井) 引き続き、議案第42号について、事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の5ページ議案第42号をご覧ください。

五戸町長より平成30年9月25日付け五農林第272号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案7件で、面積の合計は●●平方メートルです。

[計画内容の説明]

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番(竹原) 6ページから8ページの5-1の件、これは今年の何月だかに或る方から売買を受けた場所ですか。

事務局(黒沢) 2月か3月頃だったと思われれます。

8番(竹原) それで、今度、県の支援センターと10年間の使用貸借契約を結ぶということは…

事務局（黒沢） 今度、支援センターからこの農地を●●さんが借りる予定になっております。個人で買って、中間管理機構へ貸し出して、今度、中間管理機構から法人、●●が借りる予定となっております。

8 番（竹原） それって、初めから●●で買わないということは、これ、中間管理機構と使用貸借を組んだら、減反の関係で交付金が来るんだべ。いや、来るべな。例えば、鶴渡●●、●●、●●づのは、こりゃたぶん減反だんだ。来るんだべ。そういうのこの人んどは初めからわがってんだべ。当然な。だらその時点で支援機構を通したら良かったんじゃないか。その辺やっぱり法律的にうまぐねえのが。どだの。その辺わがる範囲で教えて。

8 番（竹原） 私が言ってるのはね、補助金が落ちるのは、当初売った人、わがるんだけどね、前の資料見れば、同じ部落の人だわけせ、何町歩も、これね。へば、その人さやっぱり補助金なり行くようなあれを指導する立場にも我々は本当はあるみたいな気がするの。私はね。今言っても遅いかもしれないけどもさ。今後もこういうことがありうると思うから聞いておきたいと思って。この売った方は、今年の春だったか去年の春だったか分からないけれども、話が付いだじってから、地元の委員なんだけれども、聞いているわけ、正直なところ。局長どうだっきゃ。会長でもいいし。

事務局（竹洞） 今のお話は、●●さんを経由しないで、前の所有者から●●の方に貸すなりした方が良かったんじゃないか、ということですか。

8 番（竹原） そこら辺もある。その辺はどういうあれでやったもんだんだが、それも聞きたい。で、その県からの助成金、そこらの関連は今このやり方でいいのか、その前の時点でやらなくても良かったのか、その辺。聞き方もよく分からないし、制度の内容もあまり分からないんだよ。まず、分からなければいいや。来月聞いて教えて。

19 番（中川原） 要するにメリットがあるのかないのかということを知っていると思いますんで、これは農林課で受付していると思うんで、おそらくそこら辺を、●●さんが名義人になるのがいいのか、それで特典があったのか、それから、今度支援センターに貸借する、そこにもメリットがあるのかないのか、おそらくそれだと思います。

10番（鈴木） 今の話ですけれども、私が調査委員だったと思います。調査会の席上では、例えば、耕作できなくなったために売り渡したい、という話になりますので、それ以降の流れに関しては、なかなか、その場では分からないんです。で、例えばそれを個人として買って、それを会社へ貸すような形になるのは、前にも出たことがなかったですか。ありますよね。調査会の時点ではなかなかそこまで踏み込めないと、そういう感じを受けています。

19番（中川原） 今の場合、取得したものを1年も経たないうちに中間管理機構、支援センターの方へ貸借するということもある。要するに、個人で、売買か贈与か分からないけれども、事情があつて名義を変えなければならない、それはそれでやむを得ないと思いますけれども、ただ、その後、今出てきていますから、それがどうなのかということを知っていると思いますが。過去のものとは過去のものとして承認していますから。

15番（柏田） 今、何を問題にしているんでしょうか。例えば、私もこのように支援センターを通してまとまった所を借りれば、そのために私は、売る人があれば買って、支援センターを通してまた自分が借りると。これは別に違法でも何でもない。だから今、何を問題にしているのかということです。

議長（岩井） 竹原さんの質問内容は分かります。ただ、事務局の方で答弁できないので、この辺、農林課の方から詳細を聞いてお答えするというところでお願いします。

17番（鳥谷部孝） この●●さんのは自作地だけか。貸し借りのあれはありませんか。

事務局（黒沢） 個人の所有地だけです。

17番（鳥谷部孝） 例えば貸し借りの農地があった場合、このままでセンターで借りることはできないのだべ。所有者からの許可をもらって、センターににお願いすることに。

事務局（黒沢） 所有者から一旦支援センターを通して、今度は●●が借りる

ことになります。

6 番（高村） 私も法人化して、中間管理機構を通して法人で借りているんだけど、そのメリットというのは、所有者個人にとっては、向こう5年間固定資産税が安くなるというメリットがある。半額になる。あと、農地中間管理機構に貸したことによって、所有者に入るお金は、これは一概に10アール当たりいくらと決まっているからといって満額入るとは限らない、あくまでも私個人が自分の会社に貸すものだから、その金をいくら払うかというのは国が決める。だから、ここで●●さんの場合も、分かるのは、固定資産税が向こう5年間半額になるというのは分かるけれども、農地中間管理機構を通したから当初決めた1反歩当たりいくらというのは満額入るとは限らない。1割程度にしかならないかもしれないし、2割ぐらいしか入らないかもしれない。これはあくまでも国の方が状況を判断して、●●さんの場合は1反歩当たりいくらというふうに決めるんだそうです。

18 番（三浦房） 今までいろいろ出ていますけれども、国の方針では、できるだけ中間管理機構を経由して動かしてください。補助金とかなんかはたんまりあります。ただ、補助金についてはその年によって、今高村さんがお話ししたように予算の範囲でやるから未定らしいですけども、いろいろなメリットはあるから、そして、国としては将来的には中間管理機構で、もし、所有者不明の農地とか何かをね、最終的には管理機構で整理するらしいです。所有者が放棄したりなんかすると、今度は、中間管理機構のトップは県ですから、県がそれを動かすわけではないから、市町村でその土地を課税している人にやるとか税金を払っている人にやるとかいろいろ国では政策はあるようですから、できるだけ中間管理機構を通して移動してくださいというのが、そういう話ですので、事務的なことはいろいろあると思いますけれども、ただ金額についてはその年によって予算の範囲で変わっていくと思います。

8 番（竹原） 7ページの鶴渡●●、●●、●●とあるけれども、これは連担だと思っただよね。私も或る人から借りていますけれども、支援センターを通して、もちろん、連担だば2筆以上あれば貸している人に交付金が出るわけ。国から。その人も私もろくに知らないで、私はまず使用料を10,000円なら10,000円払おうとしたら、国から入金があったと言われた。それは県から来る交付金だった。その辺もあ

るからやっぱり農林課の方でも指導しながら、もちろん農業委員会も情報を得ながら、まず、その辺を目的としてやっていないかと思うけども、これは●●さんさも支援センターから入るわけ。これだけだ。

議長（岩井） 8番の質問に対して事務局よろしいですか。農林課から聞いて竹原さんに説明をお願いします。

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。議案第42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第42号は原案のとおり決定しました。

議長（岩井） 以上で、本日の審議事項はすべて終了しました。

これをもちまして、五戸町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成30年10月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員